

2000年外国貿易障壁報告への日本政府コメント

平成12年4月13日

2000年外国貿易障壁報告書については、一部には我が国の実情を正確に認識し、適切な評価を与えている場合もあるが、多くの事項で我が国より度々指摘してきたにもかかわらず、依然として事実誤認に基づく記述がされており、また一方的な記述も多く見られるが、我が国としてはこのような内容の報告書が発表されることは遺憾である。

また、本報告書においてシェア等の数値を提示し、米国の実績が停滞していることをもって我が国の市場アクセスに問題がある旨結論づけている部分が随所に見られるが、そもそもシェアは需要構造、供給者側の努力を始めとする様々な要因によって決定されるものであり、こうした結果主義的なアプローチは自由貿易を基本とする国際ルールにそぐわないものである。この関連で、米国がスーパー301条、政府調達条項及び通商法1377条により、米国自身の判断により一方的な措置の発動やレビュー結果の発表を行う手続を有していることには懸念を有する。

本報告書の具体的項目に対する我が国のコメントを簡潔な形で取りまとめたところ、以下のとおり。

1. 規制緩和

わが国政府は、規制緩和推進3か年計画の推進に当たり、経済的規制は原則自由、社会的規制は必要最小限との原則に則って、規制の撤廃またはより緩やかな規制への移行に取り組んできている。「全ての日本の経済活動の約40%が不必要でコスト高で過度の規制に苦しんでいる」との記述には根拠がない。また、わが国は、規制緩和の推進に当たっては、外国事業者・外国製品等のわが国市場への参入阻害要素の除去という観点を重視している。日米間の「強化されたイニシアティブ」の下での規制緩和対話に関しては、本報告書に記述されているような議題について議論されていることは事実であるが、これらの措置はわが国がわが国自身の課題として自主的に行うことを決定し、その決定を共同現状報告に記したものに過ぎず、米国との「合意」の結果として履行するものではない。

(1) 分野別規制緩和

(イ) 電気通信

我が国は、電気通信分野における規制緩和・競争促進を着実に実施してきており、新規参入事業者の増加、料金の低廉化やサービスの多様化・高度化等大きな効果を上げてきている。また、我が国はWTO協定の約束を誠実に履行している。例えば、サービス貿易一般協定(GATS)

の参照文書において記述されているとおりのコスト・オリエンティドな接続料を実現しており、更に長期増分費用方式を導入するための法改正案を国会に提出している。日米規制緩和対話において、米国側の懸念については我が方より十分に説明をしてきたにも拘わらず、米国側は相互接続や料金政策等について事実に基づかない一方的な記述を行っており、不適切である。

(ロ) 医療機器・医薬品

我が国は、2000年4月以降申請分について新医薬品の承認審査期間を12ヶ月に短縮するとともに、医療機器の承認審査過程に関して作業の重複を防ぎ、円滑な手続が促進されるように努めている。また、医薬品・医療機器の承認過程において外国臨床データを既に受け入れている。

医療機器・医薬品の革新性の評価については日本側も再確認しており、薬価制度については、第2回共同現状報告において確認されたように、日本の公的医療保険制度の状況の下で最大限の努力をすることとしている。

医療機器における機能別区分は医療上の効果に着目して行われることについて米国政府も受け入れており、機能別分類の見直しにおいては個別品目から見れば価格が上がるものも下がるものもあることは必然である。また、新機能区分を設定する品目については今年度2回材料価格改定が行われることについては、米国政府の求めに応じ、機能別分類の見直しを保険適用手続の改善（本年10月実施予定）と同時に実施することとした結果やむを得ないものである。医療機器の機能の革新性について適正な評価を行うことの重要性は日本政府としても認識しているところであり、医療上の効果等からみて既存のものとは明らかに異なるものと認められる場合には新機能区分を設定するとの基本的考え方は本年3月に中医協において決定されている。

(ハ) 住宅

下水道へのディスポーザの接続については、下水道管理者である地方公共団体に権限がある。これは建設省の権限外のことであり、したがって、建設省は日本における下水道へのディスポーザの接続についていかなる立場も有するものではない。

(ニ) 金融サービス

金融システム改革については、2001年までの実施スケジュールが既に示されており、可能な限り前倒しされたものとなっている。これまでのところ、改革は順調に進められており、現在までに、プログラムに盛り込まれた措置のほぼ全てが実施に移されている。

(ホ) エネルギー

我が国は、エネルギーワーキンググループ設置以前から「規制緩和推進3ヶ年計画」に基づき、エネルギー分野の規制緩和について我が国自身の課題として効率化という要請に取り

組んでおり、ユニバーサルサービス等の公共的利益やエネルギー安全保障および地球環境の保全にも配慮しながら推進している。ガス事業分野については、大口需要家向け小売供給に係る自由化範囲の拡大や託送の制度化等を含む制度改革を昨年 11 月に実施、電力分野については、小売供給の一部自由化や託送の制度化等を含む制度改革を本年 3 月に実施したところである。なお、エネルギー関連機器に関する規制緩和等は、日本政府自らが行っているものであり、米国政府と合意したとの事実はない。

(2) 構造的規制緩和

(イ) 独占禁止法と競争政策

公取委は、審査体制等の充実を含め、独占禁止法の執行力の強化を図り、価格カルテル、入札談合等の同法違反行為に対して告発を含め厳正かつ積極的に対処している。また、規制緩和の推進について、公取委は、競争政策の観点から、需給調整規則等により参入が制限されている分野等について積極的に調査・提言を行い、参入規制等が緩和された分野について、規制緩和後の状況を調査し、必要な提言を行うとともに、事業者の自主的な独占禁止法遵守の取組への支援を行うことにより、競争政策の推進を図っている。これらの公取委の取組は、省庁再編前と変わることなく、引き続き 2001 年 1 月の省庁再編後も継続される。産業再生法の調整規定は独禁法の適用除外と解釈できる旨の記述は誤解に基づいており、全くの事実誤認。この点については日米規制緩和対話においても繰り返し説明しているところである。

(ロ) 流通

通商産業省は、2000 年 6 月 1 日までに、大店立地法の適用に関する関係者からの苦情を受け付け、その解決の円滑化を図る相談窓口を設置する。また、通商産業省は、これまで同法の趣旨・内容について、地方自治体に対し説明を行っており、引き続き必要な情報提供を行う予定である。従ってこれら措置により、米側の懸念は払拭されると考える。

(ハ) 透明性と政府慣行

日本政府は、政府の透明性を向上させ、政府の国民に対する説明責任を徹底し、行政の質を向上させるため、2001 年 1 月の中央省庁再編に合わせて全政府的な政策評価制度を導入する。パブリック・コメント手続に関しては、総務庁が同手続の実施状況のフォローアップを行い、その結果を公表することとしている。行政手続に関しては、日本政府は引き続き行政手続法の遵守を促進し、申請手続に関連する行政手続及び行政指導の透明性・明確性を高めることとしている。

2. 輸入政策

関税水準については、UR 合意の結果定められたものであり、我が国は右合意を着実に実施している。米国においても繊維製品、一部農産品等に高関税が維持されている事実を十分認識すべきである。本報告書は我が国が APEC・EVSL のパッケージの採択を阻止したと記述している。しかし、EVSL の実施は自主性の原則に基づいて行われることが 97 年のヴァンクーヴァー閣僚共同声明で明記されており、我が国は右声明に沿って行動したのであり、右記述は事実と反する。

また、本報告書の記述の中で、日本からの支援の欠如がシアトルでの WTO 閣僚会合以前の EVSL に係るコンセンサスの形成を阻害する要因となったとの記述がある。しかし、我が国は、APEC・EVSL プロセスと同様に、ATL についてもクアラ・ルンプールでの閣僚共同声明にしたがって対応しており、かつ、ATL プロセスは EC、中南米諸国 等の非 APEC 諸国に受け入れられなかったことも考慮すべきであり、右記述は事実と反する。

なお、林・水産物については、あくまでも包括ラウンドの一環として、地球規模の環境問題や資源の持続的利用の観点から踏まえ、WTO 次期交渉を行うとの立場である。その際、資源の持続的利用の確保や輸出国側の非関税措置を含めた議論が行われない限り、輸入関税のみを対象とする議論を行うつもりはない。

(1) 品種別検疫

我が国は、輸出国に求めていた品種別試験のガイドラインについては、昨年 12 月 31 日をもって廃止しており、新たな検疫措置については、米側と協議を行っているところである。

(2) くん蒸政策

我が国は、有害動植物の内日本に広く分布していること、分布は限られているが国による防除が行われていないこと等の要件を満たすものは非検疫有害動植物としてくん蒸の対象としていない。この非検疫有害動植物の指定は、国際的基準（FAO の定めるガイドライン）に準拠して行われている。また、非検疫有害動植物の指定にあたっては、そのリストを含め、WTO・SPS 委員会（衛生植物検疫措置に関する委員会）に通報等しており、透明性の高い政策である。なお、右リストは技術的な観点に立ち適宜見直している。

(3) リンゴ火傷病に対する検疫要求

火傷病に係る検疫措置の取扱いには極めて技術的な問題であるので、両国植物検疫当局間で連絡を密にし、指定園地における緩衝地帯の設置等について、引き続き検討を行っているところである。

(4) ジャガイモ

ジャガイモシストセンチュウ及びじゃがいもがんしゅ病が発生していない州をこれらの病害虫のフリーゾーンとして認定することについては、米側から資料を添えて具体的な要求があれば検討する。

(5) ピーマン・ナス(たばこべと病)

ピーマン・ナスはたばこべと病の寄主植物である。これらの生果実を我が国に輸入する際には、へた、果軸を含めて、たばこべと病が生果実に感染しないことを証明する必要がある。

(6) 一般食料

関税水準については、UR 合意の結果定められたものであり、我が国は右合意を着実に実施している。また、各国とも国内事情から、一定水準の関税を維持しており、米国においても、UR による関税引き下げ後でさえも繊維製品、野菜、果汁、一部の植物油等に比較的高関税の品目があることを十分認識すべきである。

また、次期 WTO 農業交渉に際しては、我が国は食料安全保障を含む多面的機能の重要性、輸出国と輸入国の間の公平性等を考慮することが重要であると考えている。

(7) 輸入通関手続

通関手続きの改善、電算化の推進等の措置により、我が国の輸入申告から輸入許可までの平均所要時間は、平成 10 年の調査によれば、航空貨物で約 0.7 時間、海上貨物で約 5.6 時間と以前に比べ大幅に短縮されている(米国は全貨物について 7.6 時間(平成 2 年))。

更に、我が国は平成 13 年 3 月より、引き取り申告と納税申告を分離し、納税申告の前に、貨物を引き取ることを可能とする「簡易申告制度」を導入することとしている。また、昨年 6 月、臨時開庁承認の標準申告件数を 1 時間当たり 20 件から 60 件に引き上げることにより、臨時開庁手数料の負担を軽減する措置を講じた。課税最低限度についても、他国と比べ低いとは言えない(EU は 3000 円以下)。課税標準については、CIF にするか FOB にするかは WTO でも各国の法令に委ねられており、多くの国が CIF を採用している。

(8) 皮革・革靴

我が国の皮革・革靴の関税割当制度(1986 年より導入)はガットに整合したものである。UR において約束した関税率の大幅な引き下げを、現在着実に実施している。また、枠の配分に関しては、公表した計算方法により機械的に算出される数量を割り当てており、割当に対し実際の輸入が少ない事業者については、同計算においてペナルティを課すとの措置を講じているところである。なお、関税割当枠の外での輸入の割合が小さいことについては、我が国が、WTO 協定の下で譲許した最低数量を超えて、自発的に関税割当枠を大幅に拡大してきたことによって、より低い一次税率での輸入が増加したためである。

(9) コメ

コメのミニマム・アクセスについて、我が国は WTO 協定に従い誠実に実施している。米国産米の我が国市場へのアクセスは、我が国市場に適した品種、品質、価格のコメについて他の輸出国との競争の結果として達成されるものであり、米国が今以上のアクセスを望むので

あれば、これらの面で努力することが基本である。

我が国は一般輸入及びSBS輸入ともにWTO整合的に運営しており、米国产コメが「ほとんど最終消費者まで到達しない」との指摘は事実を反映していない。また、SBS制度で輸入されるコメの種類・産地及びその販売形態は全て民間業者の商業的判断によるものである。なお17万トンの処理に関しても、既存の生産者基金の活用であることや基金助成額について事実誤認があり、また、「30年以上にわたる累積的效果」の意味が不明である。

(10) 木材・住宅

林産物に係るJAS規格は、日本国内に流通する木材製品を対象とした任意の品質規格制度で、国内製造品、輸入品とも等しく規格の対象としているものであり、障壁とすることは当たらない。

なお、林産物関税については、輸入政策の項において述べたとおりである。

JIS規格については、これまで、国際規格への整合化作業を進めてきたところである。木質系の建材に関するISO規格については、現在制定・改正作業中であり、制定・改正後には、当該国際規格を基礎としてJIS規格の見直しを行う予定である。

(11) 小型船舶

我が国の小型船舶等の安全規制に関しては、かねてから米国内等における対日輸入促進セミナーを通じ、関係事業者等に対して、説明を行い相互理解を深めてきたと認識している。本報告書による指摘については、現在我が国の認証手続き中の米国輸出事業者に対し、調査を行ったが、具体的なトラブルや市場アクセスに関する問題はない旨回答を得ている。

また、小型ボートの問題についてはすでに本年3月に我が国(MOT&JCI)と米国の小型ボート関係業界団体(NMMA)との間で本報告書の指摘内容やその事例・事実確認を含めて、技術的根拠に基づいた専門家同士の友好的かつ建設的な話し合いの場を持っており、これを継続していく所存。

3. 基準・試験・表示・認証

(1) バイオテクノロジー

GM食品についての表示基準が決定された。これは、科学的・技術的な観点に立脚して定めた基準であり、消費者への情報提供を実効性のあるものにするためには、WTO協定と整合的な形で、実行可能かつ検証可能な範囲内で義務表示を導入することが必要であると考えている。また、厚生省においては食品衛生の立場から、表示の義務化をパブリックコメントを踏まえつつ検討を続けているところである。

(2) 栄養補助食品

厚生省は、OTO決定を踏まえた政府方針により、検討会が近時とりまとめた最終報告を受

けて、医薬品と食品の範囲の見直し、栄養補助食品のあり方の検討を行っているところであり、4 月には、「食品」である旨が明示されている場合には、原則として、形状のみによって医薬品に該当するか否かの判断は行わないこととしたところである。

また、「イチヨウの二裂葉 (biloba) に含まれている安息香酸や安息香酸ナトリウムといったある種の自然に発生する物質が食品添加物と見なされている」との記述は誤りである。

(3) 食品添加物

食品添加物については、米国を始め、諸外国と同様のポジティブリスト制を採用しており「日本の食品添加物の規制は独自のものであり、・・・」との記述は誤りである。新規の指定及び使用基準改正については、平成8年3月、WTO 通報等により関係各国のコメントを聴取し、要請手続に関する指針を策定したところである。本指針に従って要請があれば適切に対処するものであり、国際的にも適切な制度である。

また、「日本は食品衛生法の改正により、国内規制を WTO / SPS 協定に適合するよう作業を進めている」という事実はない。

(4) 残留農薬

厚生省では2000年3月末現在で199農薬について残留基準を策定しており、引き続きWTOへの通報を行った上で必要に応じて国際的整合性をとりつつ、新規の残留基準を策定することとしている。また、食品衛生調査会の担当部会における農薬毎の安全性評価結果を公表するなど、関連する情報を提供することに努めている。

(5) 動物用薬品

動物用医薬品の残留基準値の設定は、CODEXの国際基準設定を待ってではなく、安全性評価のための資料が整備されたものについて、逐次設定を進めており、これまで15品目について設定している。更に、CODEXの国際基準値が設定されていないCTC、OTC、TCについて近々基準値の設定を行う予定である。

4. 政府調達

我が国は、日米間の協議の結果も踏まえ、特定の分野の政府調達に関し「措置」若しくは「手続」を策定しているが、これらは米側の記述にあるような「合意」ではなく、あくまで我が国の自主的措置であることを指摘したい。

また、これらの措置は、外国企業に対して適切な参入機会を提供するものであり、米国製品を始めとする外国製品の調達水準(金額、件数等)や調達比率の向上という結果を保証するものではない。

(1) コンピューター

我が国は、自主的措置である「日本の公共部門のコンピューター製品及びサービスの調達に関する措置」を誠実に実施し、無差別、透明かつ競争的な参入機会を提供している。本件措置は外国製品の調達比率の向上という結果を保証したのではなく、また、参入機会の提供という措置の目的を十分に果たしている。

(2) 建設・設計・エンジニアリング

我が国は、従来より WTO 政府調達協定に加え、自主的に策定した「公共事業の入札・契約手続の改善に関する行動計画」を誠実に履行。米政府ともレビュー会合等の機会を通じ緊密に協議を重ねてきた。更に、設計・コンサルティング分野等における様々な措置の導入等「行動計画」の実施・活用面での更なる改善を図っており、外国企業の受注実績も着実に増加。また、JV、設計コンサルティング業務、入札参加資格要件に関する記述は、日本側の説明内容や措置を無視した一方的なものであり、不適切。我が国としては 99 年度末に期限を迎えたレビュー会合の継続は必要ないとの立場。

(3) 医療技術

我が国は、「日本の公共部門における医療技術製品及びサービスの調達に関する措置」を誠実に実施している。昨年 2 月の閣議決定により、医療技術分野のみならず、全ての分野で地方公共団体における総合評価落札方式の導入が可能となったが、導入するかどうかは地方公共団体の自主的な判断による。

(4) 人工衛星

我が国は、「非研究開発衛星の調達手続」に従い、透明、公開、かつ無差別な競争的手続きの下での調達を実施している。また、「研究開発衛星」の範囲についても、同手続の定義に従い厳密に運用している。

(5) スーパーコンピューター

我が国は、「スーパーコンピューター導入手続」を誠実に実施。技術的要件についても同手続に従い適切に課している。また、本手続きは外国企業に対する参入機会を提供するもので、結果を保証したものではない点、及び米国の政府調達においては外国製のスーパーコンピューターが調達された実績がこれまで全くない点を指摘したい。

(6) 電気通信

(イ) NTT 調達措置

昨年 7 月 1 日をもって、従来の NTT 調達取決めは廃止された。NTT 各社は、各社が自主的に採用を決定した調達手続に従って、オープンかつ透明な調達を行っており、「措置」は、NTT 各社の調達について「政府の監督を確保」しているわけではない。また、NTT コミュニ

ケーションズ株式会社は、「措置」の対象でないにも拘わらず、「措置」の対象とするなど、事実誤認が多数ある。

(ロ) 政府調達措置

我が国は、「日本の公共部門における電気通信機器及びサービスの調達に関する措置」を誠実に実施し、無差別、透明かつ競争的な参入機会を提供している。

本件措置は外国製品の調達比率の向上という結果を保証したものではない。また、随意契約については、厳正な手続きの下にこれを執行している。

なお、防衛庁及び JR の調達については、本措置及び WTO 政府調達協定と整合的に実施されている。

5. 知的所有権保護

(1) 特許

我が国は 1994 年に日米包括経済協議において成立した特許に関する合意事項のうち、日本側措置を全て履行済みである。一方米側は、米側措置である早期公開制度と再審査制度に関する特許法改正法を 1999 年 11 月 29 日に成立させたが、いずれもまだ不十分な内容である。米側の早急な完全実施を強く求める。

なお、これまで米側が懸念していた特許権侵害訴訟については、その迅速かつ適切な解決が図られることを期待し、特許権侵害訴訟における証拠収集手段の拡充、損害の立証の容易化等の措置等を目的として、2000 年 1 月 1 日に特許法改正法が施行された。

(2) 著作権

我が国は、著作権分野の国際取り決めに従い、適切な著作権保護を行っている。コンピュータソフトウェアに関する違法行為の取り締まりに関連した権利の執行システムについては、我が国は既に TRIPS 協定に適合した制度を整備している。

また、デジタルネットワーク上の著作権の問題に関しては、我が国の著作権法は既に WIPO 著作権条約上の義務であるインタラクティブ送信に関する権利を規定している。更に、WIPO 著作権条約の規定に適合するため、99 年に著作権法を適切に改正しており、米国と同様「技術的保護手段の回避を行うことを専らその機能とする装置」等を規制対象としている。

(3) 商標

周知商標の保護が弱いとする本報告書の指摘は、具体性に欠けており趣旨不明である。我が国は従来より、パリ条約、TRIPS 協定の規定を受け、登録の有無にかかわらず、商標法及び不正競争防止法で明確に周知商標の保護を定めている。

なお、2000 年 1 月 1 日より、我が国は商標出願の公開制度を開始するとともに、商標の早期保護を図っている。

(4) 営業秘密

本報告書では、営業秘密に係わる審理も公開法廷で行っていることを問題としているが、これは裁判の公開という憲法上の原則に沿ったものである。TRIPS 協定では、営業秘密の保護に関し「現行の憲法上の要請に反しない限り」という留保がついており、関連する国際ルールに照らし問題があるものではないと認識している。他方、本報告書では、訴訟当事者及び代理人は守秘義務を負わないとの記述があるが、裁判所が閲覧を制限する決定をした場合は、訴訟当事者及び代理人が訴訟上知り得た営業秘密を不正に使用・開示することは、私法上の不法行為に当たると考えられる。

(5) 国境における取締

我が国においては、TRIPS 協定に準拠した公正かつ公平な手続に基づき、税関において知的所有権侵害物品の流入を積極的に阻止している。

6. サービス障壁

(1) 保険

(イ) 保険監督行政全般

保険分野の記述は、最も最近の協議は本年3月に東京で開催されているという極基本的な事実関係についても誤りがあることや一方的な解釈に基づいていること、昨年の指摘事項が依然訂正されていないこと等から、不当なものである。一方、米国内保険規制については、規制緩和が遅れていること、商品審査に多大な時間を要していること、外国企業差別規制が依然多く存在していること等の問題があるにもかかわらず、日本のことのみ記述していることは極めて不当。なお、96年補足的措置に規定された激変緩和措置解除に係る基準は全て満たされており、また第3分野に関する措置も誠実に履行しているところであることから、第3分野に関する激変緩和措置は2001年1月に解除されることになる。

(ロ) 簡易保険

簡易保険は、簡易生命保険法に基づき運営され、その業務範囲も、国会の議論を経て民主的コントロールの下に定められている。従来から簡保は国としてふさわしい商品を所要の手続きを経て提供し、国民の支持を受けている。従って、「日本の規制緩和の目的と市場のビッグバン改革に相容れない」との記述は失当であり、簡易保険の存在が参入障壁となっているかのような記述は誤り。また、94年措置に関し「簡保の提供についてのいかなる変更に関しても」とされているのは、「主として疾病、傷害及び介護の保障に係る保険商品について、その拡大又は変更のための法律改正を国会に求める提案の作成に関して」の誤りである。

(ハ) 生命保険契約者保護機構

「外国企業がしばしば日本によってとられる重要な行動につき透明性の欠如に遭遇している」としているのも理解できない。特に、「保険業界と十分協議することなく保険契約者保護機構への基金提供の増額措置をとった」との記述については、生命保険契約者保護機構の財源拡充策につき、機構の臨時総会等の場において、政府当局より外国保険会社を含む保護機構加入会社全社に対して質疑応答を含めた説明を行っていること、業界負担1,000億円の追加については、総会決議において機構として方針決定しており、政府が強制したものではないこと、また、そもそも機構の再構築については、機構側から政府に対してなされた要請を踏まえたものであることから、不正確かつ不当な記述である。

(2) 専門職業サービス

(イ) 会計監査業務

「外国会計士が職業資格を手に入れるには、外国人用の特別の試験に合格しなければならない」との記述は、我が国公認会計士試験については国籍無差別に受験資格が開放されているため、適切ではない。米国においても自国において公認会計士として資格認定を受けたもののみが監査業務を提供している。また、米国を含む主要先進国においても、一般に自国以外の国で監査業務の提供資格を認められたことをもって自国内の監査業務提供が認められるものではない。

(ロ) 法律サービス

1998年の法改正により、(A)特定共同事業の目的に関する規制を緩和して実質的にパートナーシップに比肩し得る制度としたほか、(B)外国法事務弁護士の資格要件としての職務経験年数の短縮及び職務経験地の制限の撤廃、(C)第三国法の取扱いの許容を実現し、法律サービスへのアクセスは改善されている。

なお、外国法事務弁護士は、日弁連及び各単位弁護士会における外弁に関する会則・会規等の制定・改廃手続に關与する機会を相当程度与えられているものと承知している。

また、司法試験合格者の数は、1999年度から1000人程度に増加し、法務省は、司法試験合格者の1500人程度への増加についても、規制緩和推進3か年計画(再改定)に従って調査・検討をしている。

7. 投資障壁

我が国は、外国資本による進出を基本的に歓迎し、外国直接投資を原則自由とする開かれた投資環境を維持している。近年我が国は、M&A促進のための環境整備や土地、労働政策等での制度改革を積極的に進めており、結果、対日投資額が飛躍的に伸びていることは米側指摘のとおり。他方、鉱業分野においては、原則、外為法上、事前届出制より事後報告制に移行済みである等、日本の投資環境について、米側の正確なる事実認識を望む。

8．反競争的慣行

(1) 競争を阻害する法

不当景品類及び不当表示防止法は、過大な景品提供及び虚偽・誇大な表示による不当な顧客誘引行為を規制することにより、一般消費者の利益を保護することを目的としている。公正競争規約は、公正取引委員会が不当な顧客誘引を防止し、公正な競争の確保に資するものとして認定したものであり、事業者の活動を不当に制限するものではない。また、公正競争規約への加入・脱退は自由であり、公正競争規約が新規参入者にとって障害となることはない。

(2) 政府と民間の関係

事業者の権利義務を制限するような規制を民間機関に代行させる場合には、法律及びこれに基づく政省令並びに条例に根拠を有しており、公開、透明、無差別な扱いが行われている。

9．電子商取引

同パラ(2)に対応する日米共同声明については、日米がWTOにおける電子商取引の貿易に関する側面についての包括的な作業計画策定に向けて作業を行うとともに、かかる作業が行われている間、電子送信に関税が賦課されていない現状を維持するスタンスを維持することとしている。従って報告書における記述振りは共同声明の趣旨を正確に反映していない。

10．その他の障壁

(1) 航空宇宙

我が国企業が外国の航空機製造者にとって主要な部品供給者となったのは、主として海外航空機メーカーとの国際共同開発を通じて着実に技術力を養ってきたためであり、主として米国の航空宇宙技術の対日移転によるという指摘はあたらない。

なお、防衛庁では、必要な航空機をライセンス生産により調達しているものがあるが、これは、米国政府の同意を得て実施している。

(2) 自動車・同部品

我が国は、95年措置を全て着実に実施しており、現行措置の終了後については、自動車業界のグローバル化の動きを念頭に検討を進めることが必要と考える。

登録手続きのワンストップ化については、推進関係省庁連絡会議を設置し、概ね2005年を目標として諸問題を解決し、サービスの稼働開始を目指すこととしている。

(3) 民間航空

98年に結ばれたMOUは、両国企業間の平等化もその主要な目的としており、また、先発企業の旅客便の第5の輸送には一定の基準を設けている。将来の交渉は米側のいう「オープンスカイ」を目的として行われるものではない。なお、「オープンスカイ」は、米国企業に一方的に有利な枠組みであるため、我が国として受け入れる考えはない。

(4) 成田空港

成田空港においては、引き続き2500mの平行滑走路の整備を目指しつつ、現在、2002年初夏までの供用に向けて2200mの暫定平行滑走路の工事を進めているところである。これが供用されれば処理能力不足の緩和に一定の効果をもたらすと考えている。また、米国のエアラインが主に使用している第1旅客ターミナルビルは、昨年3月、新北ウイング等の供用後、第2旅客ターミナルビルに匹敵する機能、規模が確保されている。さらに、第1旅客ターミナルビルの改修工事は、米国系エアラインを含む全てのエアラインと協議を行い、合意したスケジュール通り工事を進めているところである。

(5) 電力会社

本件は、民間の自由な調達活動に関する指摘であり、政府としては関与できる立場ではない。なお、電力会社においては、複数社による競争見積もりを原則として、海外企業にも広く門戸を開放し、資材調達に努めているものと承知している。

(6) 板ガラス

我が国は、95年措置を着実に実施した。94年当時と比べ、40%の価格下落、輸入ガラスのシェアは2倍に拡大等、日本の板ガラス市場は競争的になっている。したがって、政府の関与は不要かつ不適切であり、市場メカニズムに任せるべき。他方、独禁法に抵触するようなケースが生じた場合、公取委がその権限の内で責任をもってこれを取り締まることとなる。米側企業の一層の対日市場参入努力を期待するとともに、米側に具体的な懸念がある場合は、我が国はいつでも聞く用意がある。事実に基づく相互理解が深まる必要があると認識。

(7) 紙・紙製品

「独占禁止法の不徹底な執行」や「排他的な商慣行」が指摘されているが、我が国紙市場に問題があるとは考えていない。したがって、政府の関与は不要かつ不適切であり、市場メカニズムに任せるべき。

(8) 写真フィルム・印画紙

我が国のフィルム市場へのアクセスに関し、WTOパネルにおいて争われた問題については、WTOの紛争解決手続を通じ、我が国の措置はガット上問題がないことが確認されている。監視・履行委員会による監視を行うとの記述があるが、これは米国が国内的措置として一方的

に実施しているものに過ぎず、本件はWTOの場で決着済みである。

(9) 海運・貨物

97年交換書簡に基づく措置は、(社)日本港運協会を通じる事前協議案件が80%以上削減されるなど、着実に実行されている。なお、97年にFMCが課した制裁措置は日米友好通商航海条約に違反するものであり、引き続き制裁措置発動の違法性等を主張していく。規制緩和と合わせて行う港湾運送安定化策は、港湾運送事業の効率化を阻害するものではない。具体的には、労働者の最低保有基準の引き上げは、集約・協業化による事業の効率化と悪質事業者の排除を目的としており、また拠出金の分割支払制度は、任意の制度であるとともに、船社等は従来から荷役料金の中で拠出金部分を支払っており、何ら新しい義務・コストを負うものではない。

(10) 自動二輪車

我が国は、高速自動車国道における自動二輪車の最高速度を100km/hに引き上げる方向で、パブリック・コメント手続を実施することを決定済みである。高速自動車国道等における自動二輪車の二人乗りについては、安全性の観点から慎重な対応が必要であり、高速自動車国道における最高速度の見直しが実施される場合、その影響も含め検討する必要がある。

なお、OTO推進会議第6回報告書において、「自動二輪車の走行が安全でないとの認識が国民の間に根強くあり、現状のままでは、二人乗り禁止規制の解除は困難であると考えられる」旨指摘されている。

(11) 鉄鋼

98年の対米輸出の増加は、米国市場の需給状況に応じたものである。日米鉄鋼対話において、日本の鉄鋼産業は、通産省が関与して、生産、価格、市場配分を調整しているという事実はないこと、産業再生法は我が国企業の改革促進を目的としていること、また、日本の流通システムは輸入を制限している事実はないこと等を説明してきたにもかかわらず、具体的な根拠もなく、米側鉄鋼業界の言い分のみを取り上げていることは不適當。